

議案第3号

平成26年度三重県伊賀市国民健康保険事業特別会計予算

平成26年度三重県伊賀市の国民健康保険事業特別会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 事業勘定の歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ

9,917,985千円、直営診療施設勘定診療所費の歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ152,153千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、事業勘定500,000千円、直営診療施設勘定診療所費20,000千円と定める。

(歳出予算の流用)

第3条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

保険給付費の各項に計上した予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

平成26年2月27日提出

三重県伊賀市長 岡本 栄